IKUKO のつぶやき~

All For On

2024年1月1日

発行所 オールフォーワングループ

国松司法書士法人 行政書士国松偉公子事務所 オールフォーワン土地家屋調査士事務所

東京都国分寺市南町三丁目 22番 2号 ゼルコパビル 4階 TELO423000255 faxO423000256 office@kunimatu.jp

あけましておめでとうございます。いつもお読みいただきまして誠にありがとうございます。本年もより一層皆様のお役にたてる情報発信が出来るよう、努めてまいります。引き続きご贔屓いただけましたら幸いです。

ここ数年、本人の意思決定支援ということが叫ばれ、本人の意思の尊重が重要視されています。

本人が一見すると意思能力において健常にみえ、そのためまだ後見制度は利用していないが、金融リテラシーには乏しく、親しくなった人に気を許してしまっていつの間にか散財してしまっているケース、財産への執着が強すぎて最も重い後見類型にも関わらず後見人が財産を預かることへの激しい抵抗が見られるケースなど、問題となるケースは様々です。これらのケースでは、本人の財産を守る立場の後見人が本人との信頼関係を構築できない、といったことが発生し、本人も後見人も大きなストレスを抱えます。このようなことを防ぐためには、どのようにすればよいのでしょうか。

そもそも誰にも財産を管理されたくない、いつまでも自由に財産を使いたい、といった人には生前対策として挙げられることの多い「家族信託」も「任意後見」もどちらもそぐわない制度です。本人の意思の尊重と後見人の役割とのジレンマは永遠の課題なのかもしれません。



IKUKO の三識 **〜知識〜見識〜胆識**





IKUKO

前号までは「後見制度支援信託」についてご紹介しましたが、今月は「後見制度支援預金」について説明したいと思います。支援信託に支援預金・・・。名前も似ていてややこしいですね。実際にこの二つの制度はどちらも被後見人の財産を守るために作られた制度ですので、名前だけではなく中身も非常に似ています。では実際に、「後見制度支援預金」は「後見制度支援信託」とどのような違いがあるのか、二つを比較してみていきましょう。

大きく挙げられる違いといえば、金融機関に預ける金銭が「預金」か「信託」かということです。日常で使う金銭は後見人が管理し、それ以外の日常で使用しない金銭を金融機関に預けるわけですが、「信託」は金融機関に預けて運用してもらうことで利益がでることがあります。一方、「預金」は金融機関にお金を預けるだけですので、預金利息はついても運用はされません。これが違いです。預けた金銭は裁判所の指示がなければ引き出したり解約したり出来ない等、制度の仕組みには違いがないのです。

では、何故このような似通った制度が作られたのでしょうか。前号でも少しだけ触れましたが、それは「後見制度支援信託」の取扱金融機関の少なさにあります。一部の信託銀行等でしか取り扱っていないため近場にないことも多く、わざわざ金銭を移して口座を開設する必要があるというところが障壁となっていました。しかし、「後見制度支援預金」は信託に比べ取扱金融機関も多く、今まで日常的に利用してきた信用金庫、信用組合等で開設することができるため、利用しやすさがメリットとして挙げられるでしょう。スタートした当初は銀行での取り扱いが少なかったのですが、最近はメガバンクや一部の地方銀行でも取り扱いを広げ、増加傾向にあります。すべての金融機関が取り扱っているわけではないものの、信託と比べればハードルはずっと低いと言えるでしょう。

YouTube

國松偉公子の 相続相談室 (*^〇^*)



★LINE★ 国松司法書士法人 新アカウントでき ました!! どうぞよろしく☆



他に、細かい話にはなりますが、専門職後見人が選任されるかどうかという違いもあります。後見制度支援信託では必ず選任されるのに比べ、後見制度支援預金では家庭裁判所の判断となるため選任されないこともあるのです。そのため、専門職後見人に支払う報酬が不要になるメリットがあります。また、信託よりも預金のほうが利用する手数料等が低額に設定されていることが多いです。

